平成２２年（フ）第１９２号
埼玉県行田市門井町１丁目26番地28
債務者　吉村美智代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０３号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目16番地17
債務者　川田　　力
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３２５号
千葉県浦安市美浜２丁目８番403号
債務者　佐藤　裕美（旧姓目杉）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５号
静岡県伊東市弥生町３番３号
債務者　小山初江こと　金　　成蓮
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５９号
京都市北区大宮玄琢北東町３番地85
債務者　芝　　羊一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
京都府向日市森本町野田14番地の２　レスポワール向日町ステーションフロント1011
債務者　山岸とし子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
京都市山科区竹鼻堂ノ前町15番地９　サンハイツ竹鼻301号
債務者　華洛高田こと　高田　公一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地２　ボワ・シャトレー105号
債務者　吉村　典人
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町488番地　ピア油小路403号
債務者　下村　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
京都市山科区大塚南溝町23番地の45
債務者　奥村　純子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
京都府長岡京市今里彦林35番地の16
債務者　松葉栄津子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
堺市西区浜寺船尾町西２丁66番地10、前住所堺市西区浜寺船尾町西２丁182番地11
債務者　進学塾ヴェリーこと　岸　　康弘
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
堺市堺区大仙中町２番29号
債務者　ガレージショップ花こと　植田由美子（旧姓春日）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
大阪府松原市三宅西２丁目19番13―401号
債務者　吉川　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目１番27号
債務者　森下美和子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目39番22号クリーンコート斉野403号
債務者　福村　道隆
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７９号
盛岡市北松園４丁目22番９号、旧住所盛岡市黒石野３丁目26番11号
債務者　根市　和平
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３２０号
岩手県八幡平市瀬ノ沢37番地４
債務者　齊藤ひろ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部